

# 第2次宇城市総合計画

(基本構想・前期基本計画)

2017 - 2024

いざ、復興へ。

～市民生活を最優先する都市（まち）を目指して～



平成 29 年 3 月策定



熊本県宇城市

いざ、復興へ。

～市民生活を最優先する都市（まち）を目指して～

2016（平成28）年4月14日から4月16日にかけて、宇城市では震度6強を含む突然の強い揺れに襲われました。前震よりも強い本震、止む気配のない強い余震の連続。知識や経験を超えた自然の脅威をまざまざと見せつけられ、生命の不安はもとより、倒壊した住居、道路や河川、崖などの崩壊、ライフラインの断絶といった現実を突き付けられ、これまでに経験したことのないような衝撃を受けました。

本市は直ちに災害対策本部を立ち上げて避難所を開設し、避難者の安全と水・食料の確保、道路・水道やライフラインの復旧に全力を挙げましたが、被災直後は効率の良い対応ができなかった場面もありました。地震対応についての課題やあらゆるご意見を真摯に受け止め、新しい防災計画や訓練に生かしていかねばならないと感じています。

また、地震発生以降、全国の多くの自治体や団体・個人から、義援金や支援物資の提供、応援職員の派遣、ボランティア活動の申し出など、多くのご支援や心温まる励ましの言葉をいただき、大変勇気付けられました。先人の言葉に「人は大きな困難に遭遇したとき、本当に大切なものは何かを思い知ることになる」というものがあります。地震後の困難が続く中、「家族のぬくもり」、「地域の温かさ」が、本当に大切なものだ実感しました。また、いざという時の「人と人との絆」や「つながり」の大事さにもあらためて気付かされました。

今後、仮設住宅などに避難されている市民のみならず、全ての市民に地震の影響による生活上の困難が出てくる可能性があります。この難局において、市民の生活を第一に、まずは市民生活の早期安定につながる復旧・復興策を最優先して実施するとともに、地域や市民一人ひとりが共に手を取り合い、助け合って乗り越えていかねばならないと考えます。

さて、今回策定しました第2次宇城市総合計画は、「いざ、復興へ～市民生活を最優先するまちづくりを目指して～」を念頭に、熊本地震や豪雨災害からの早期復旧・復興に最優先で取り組みながら、これから8年間の宇城市が目指すまちづくりのビジョンを示しています。そして、計画の最終年度である2024（平成36）年度までに、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市（まち）」を目指すことは、あらゆる分野において誇りをもって、次世代に引き継ぐことのできる宇城市を築くための道しるべだと考えています。

この計画は市民の皆さまのご意見やご協力なしには達成することはできません。つながりを大切に、共に考え、共に働き、一緒に素晴らしい宇城市を創っていきたいと考えます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力を賜りました宇城市総合計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見、ご指導をいただきました関係各位に対しまして厚く御礼申し上げますとともに、引き続きご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成29年3月

宇城市長 守田憲史



第1部	序論	
第1章	総合計画のフレーム	8
1	趣旨と目的	
2	性格と役割	
3	構成と期間	
第2章	市の概要	9
1	位置・地勢と面積	
2	交通アクセス	
3	沿革・歴史	
4	人口・世帯数の推移	
5	財政の状況	
6	まちづくりの主要課題	
第2部	基本構想	
第1章	まちづくりの目指す方向	16
1	将来都市像	
2	目標人口	
3	就業人口推計	
4	まちづくりの基本目標	
5	土地利用構想	
第2章	熊本地震からの復旧・復興方針	22
1	趣旨	
2	役割と期間	
3	位置づけ	
4	推進体制	
5	現状と課題	
6	基本的な考え方	
第3章	施策分野別における基本方針	25
1	震災復興	
2	教育文化	
3	生活環境	
4	健康福祉	
5	産業経済	
6	都市基盤	
7	地域経営	
8	地方創生	

---

## 第3部 前期基本計画

### 第1章 “「復興する」まちづくり”を目指して

- 1 生活基盤 ..... 30
  - (1) 恒久的な住まいの確保
  - (2) 被災住宅の再建支援
  - (3) ライフライン（上下水道）の復旧と災害に強い施設の強化
  - (4) 公共土木施設および被災宅地などの早期復旧
- 2 社会基盤 ..... 38
  - (1) 地域支え合いセンターによる生活再建支援
  - (2) 学校教育環境の災害復旧
  - (3) 指定文化財の災害復旧
  - (4) 自治公民館の災害復旧
  - (5) スポーツ施設の災害復旧
- 3 産業基盤 ..... 48
  - (1) 農業経営体の再建支援
  - (2) 中小企業などの再建支援

### 第2章 “「育てる」まちづくり”を目指して

- 1 学校教育 ..... 52
  - (1) 確かな学力を育成する教育の推進
  - (2) 障がいのある児童生徒の教育の推進
  - (3) 豊かな心と体を育成する教育の推進
  - (4) 国際理解教育の充実と外国語教育の推進
  - (5) 良好な教育環境の整備
  - (6) 家庭や地域に開かれた学校づくりの推進
  - (7) 豊かで安全安心な学校給食の推進
- 2 青少年健全育成 ..... 66
  - (1) 青少年健全育成の推進
- 3 人権教育・啓発 ..... 68
  - (1) 人権教育の充実と啓発の推進
- 4 生涯学習 ..... 70
  - (1) 社会教育環境の充実
  - (2) 市民に親しまれる図書館づくり
- 5 子育て支援・児童福祉 ..... 74
  - (1) 子育て家庭への支援の充実
  - (2) 子育て環境の充実

### 第3章 “「住み続ける」まちづくり”を目指して

- 1 健康管理・健康づくり ..... 78
  - (1) 生涯を通じた健康管理
  - (2) 地域で取り組む健康づくりと食育

2	障がい者（児）福祉	82
	（1）障がい者（児）福祉サービスの充実	
	（2）障がい者（児）にやさしいまちづくりの推進	
3	高齢者福祉	86
	（1）高齢者の生きがいづくり支援・福祉サービス支援の充実	
4	社会福祉	88
	（1）社会福祉協議会事業の充実	
5	社会保障・生活保護	90
	（1）介護保険サービスの充実	
	（2）国民健康保険事業の推進	
	（3）後期高齢者医療保険事業の推進	
	（4）自立支援体制の充実	
6	地域医療	98
	（1）地域に根差した病院事業の充実	
7	消防・防災	100
	（1）広域消防の適正化と防災・消防体制の強化	
8	交通安全・地域安全	102
	（1）交通安全対策の強化	
	（2）防犯対策の強化	
9	治水・治山	106
	（1）治水・治山対策の充実	
10	環境保全・公害対策	108
	（1）環境にやさしい循環社会の構築	
	（2）自然環境の保全と保全体制の強化	
	（3）快適な生活環境の構築	
11	消費者生活	114
	（1）消費者生活対策の推進	
第4章 “「持続する」まちづくり”を目指して		
1	農林業	116
	（1）農業経営担い手の確保と育成	
	（2）安全安心な農産物づくりの推進	
	（3）地域の特性に応じた基盤の整備	
2	水産業	122
	（1）漁場の環境整備と「つくり育てる」漁場の推進	
	（2）水産基盤の保全・整備と漁業経営の振興	
3	商工・サービス業	126
	（1）商業機能の活性化と問題解決のシステムづくり	
	（2）安定した経営基盤の確立	
	（3）地場産業の育成と企業育成	

---

4	雇用対策・企業誘致	132
	(1) 働く場の創出と企業立地の推進	
5	土地利用	134
	(1) 特性に応じた有効的な土地利用の推進	
6	上下水道	136
	(1) 健全経営で安定した水供給	
	(2) 総合的な下水道環境の整備	
7	道路・交通網	140
	(1) 快適な幹線道路ネットワーク網の整備	
	(2) 生活の利便性を確保する道路環境の整備	
8	住環境・公園緑地	144
	(1) 快適な都市・住環境の整備と景観の保全・形成	
	(2) 市営住宅の整備	
	(3) 公園の機能的な整備	
9	地域公共交通	150
	(1) みんなが使いやすい公共交通網の充実	
	(2) 公共交通結節拠点の整備	
10	財政運営・行財政改革	154
	(1) 健全な財政運営の確立	
	(2) 行財政改革の推進	
	(3) 公共施設などの総合的かつ計画的な管理・運営	
	(4) 効果的な行政組織の確立	
11	統計・情報管理	162
	(1) 行政情報化の推進および情報セキュリティ対策の強化	
	(2) 役に立つ公共データの発信	
	(3) 社会保障・税番号制度の円滑な導入と推進	
12	広報・広聴	168
	(1) 広報・広聴機能の充実	
13	地域システムの構築	170
	(1) 都市核の宅地開発の推進	
	(2) 子育てしたいまちづくりの推進	
	(3) 人口減少地域における小さな拠点整備	
	(4) 課題解決型 NPO などの推進	
	(5) アクティブシニアの現役化	
第5章 “「選ばれる」まちづくり” を目指して		
1	観光・物産	180
	(1) 戦略的な観光推進	
	(2) 市場を志向した物産振興	
2	歴史文化財	184
	(1) 文化財の保存と活用	

---

---

3	広域・産学官連携	186
	(1) 連携による生活機能の向上と地域活性化	
4	良質な雇用の創出	188
	(1) 地場産業の付加価値の向上、販路拡大の推進	
	(2) 地域をけん引する農家の育成	
	(3) 農産物売上増進プロジェクト	
	(4) 集落営農の推進	
	(5) 「創業強化」と「抜本的な後継者対策」の推進	
第6章 “「活躍する」まちづくり” を目指して		
1	男女共同参画	198
	(1) 男女共同参画によるまちづくり	
2	地域コミュニティ	200
	(1) コミュニティ活動支援による協働環境づくり	
3	文化・芸術活動	202
	(1) 個性あふれる文化活動の推進	
4	スポーツ・レクリエーション	204
	(1) 生涯スポーツの推進と指導者の育成	
	(2) スポーツ施設の整備・充実	
5	人のつながりの強化	208
	(1) 新しい「観光地域づくり」推進組織の創設	
	(2) 戦略的な移住・定住の促進	
	(3) 高校生や大学生、地元出身者との連携強化	
	(4) 異業種交流の推進	
資料編		
1	用語解説	218
2	総合計画の策定経緯	
3	策定に係る条例および要綱	
4	宇城市総合計画審議会委員	
5	諮問および答申	





# 序 論

第1章  
総合計画のフレーム

第2章  
市の概要

## 第1章 総合計画のフレーム

### 1 趣旨と目的

総合計画とは、都道府県や市町村などの地方自治体が定める最も上位に位置する計画であり、とりわけ、住民に最も身近な自治体である市町村が定める総合計画は、暮らしと生活を取り巻くさまざまな事柄を対象とする総合的なまちづくりの計画です。

本市においても、2005（平成 17）年度に 2014（平成 26）年度を目標年次とする「第1次宇城市総合計画」を策定し、これに沿ってまちづくりの諸施策を展開してきました。また、第1次総合計画重点プロジェクトとして、2016（平成 28）年度を目標年次として「可能性への追求プロジェクト」を 2013（平成 25）年度に掲げましたが、この度、本プロジェクトが目標年度を迎えました。

そこで、2017（平成 29）年度からのまちづくりのビジョンを示す指針が必要となるために策定するもので、熊本地震からの復旧・復興を最重要課題として位置付け、インフラの早期復旧と地域経済の早期復興、そして市民生活の早期再建を最優先した考え方で計画を策定します。

### 2 性格と役割

第2次宇城市総合計画は、市民と行政が協働して総合的かつ計画的に行財政運営を行うための市政の基本方針としての性格を持つもので、本市においての最上位の計画として位置付けます。

また、この計画は長期的な展望のもとに本市の目指すべき姿を描き、これを実現するための基本的な方策を明らかにしたもので、次のような役割を持っています。

- 本市の将来像とそれを達成するための市政方針を総合的かつ体系的に示し、計画的に市政を運営していくための指針となるものです。
- 市民をはじめ各種団体や企業などに対し市政運営の指針を示し、理解と協力を得ながらまちづくりへの自発的な参画を求めるものです。
- 国や県に対しては、本市の主体的なまちづくりの方向性を明らかにし、計画の実現に向けて積極的な支援と協力を要請するものです。

### 3 構成と期間

第2次宇城市総合計画は「基本構想」と「基本計画」および「実施計画」で構成します。

#### （1）基本構想

基本構想は、本市が目指す総合的かつ長期的展望に立ったまちづくりの方向性を示すものです。この方向性は、基本理念に基づいた基本目標を達成するため、目指すべき将来都市像に向かって必要な基本施策を定めたものです。

計画期間は 2017（平成 29）年度を初年度とし、2024（平成 36）年度を目標年度とする 8 年間とします。

## (2) 基本計画

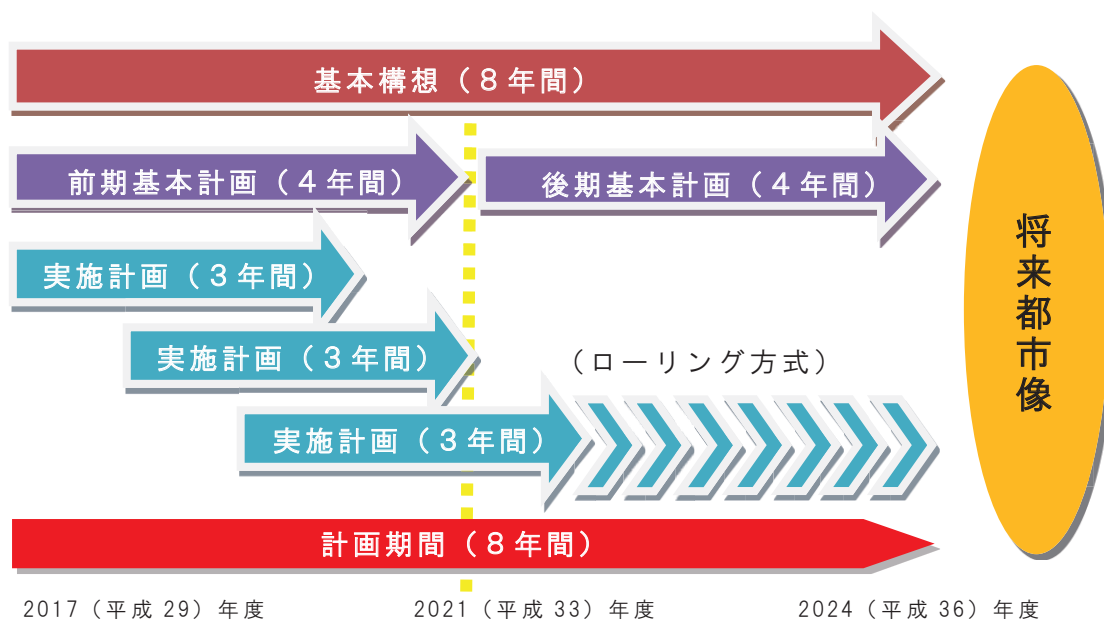
基本構想で示すまちづくりの方向性に基づき、将来都市像の実現に向けて目標を達成するための基本施策を具体化して、その方向性を明確にしたものです。

計画期間は2017（平成29）年度を初年度とし、2020（平成32）年度を目標年度とする4年間の計画を前期基本計画、2021（平成33）年度を初年度とし、2024（平成36）年度を目標年度とする4年間の計画を後期基本計画と位置付けます。

なお、後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画が終了する前年度に当たる2019（平成31）年度に策定するものとします。

## (3) 実施計画

本計画を推進するための具体的な取り組みについて明記したものであり、基本計画に基づく行財政の執行計画に沿って計画します。なお、実施計画の計画期間は3年間とし、行財政状況の変化に対応するため毎年度見直しを図ります。



## 第2章 市の概要

### 1 位置・地勢と面積

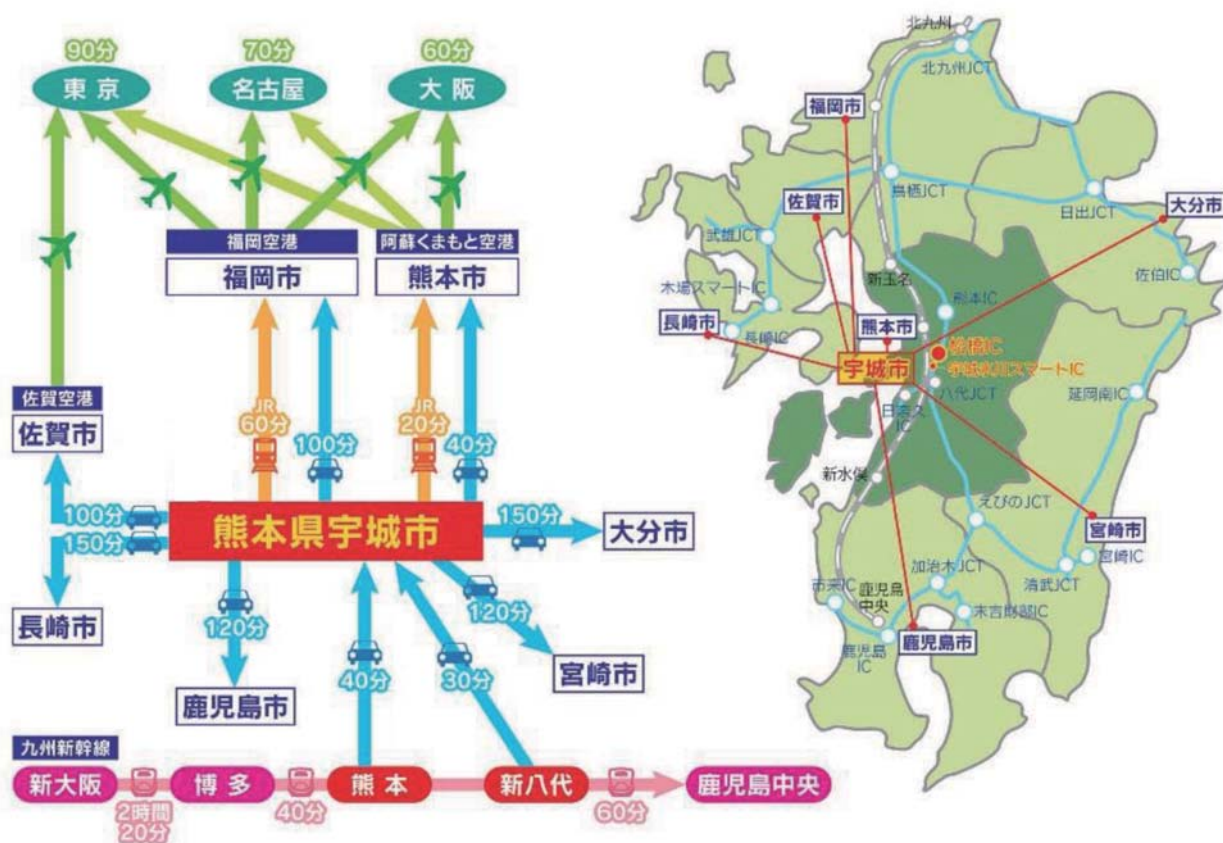
熊本県のほぼ中央に位置し、九州の経済大動脈である国道3号と西は天草、東は宮崎県延岡市への結末点という地理的条件に恵まれ、有明海と不知火海に挟まれた宇土半島部と九州山地へ連なる中山間部、さらにその間に熊本都市圏に接する平野部を有し、変化に富んだ自然環境と都市機能を併せ持った地域です。

東西約31.2km、南北約13.7kmで188.61平方キロメートルの面積を有しています。地目別に見ると、私有地の約38%が山林原野、約48%が農地、約9%が宅地、その他道路・湖沼・河川などが約5%となっています。

## 2 交通アクセス

鉄道は、JR 鹿児島本線と JR 三角線が走っており、熊本駅から松橋駅まで 17 分、三角駅まで 52 分、松橋駅から八代駅までは 19 分で結ばれています。

道路については、国道 3 号が南北に走り、市の中心部から東は宮崎県延岡市へと続く国道 218 号、西は三角を経て天草へ続く国道 266 号が走っています。また、九州自動車道が南北に走り、国道 218 号と交差する地点には松橋インターチェンジ（IC）が立地し、益城熊本空港 IC まで約 15 分、太宰府 IC まで約 80 分で結ばれています。2015（平成 27）年 3 月には宇城市で 2 カ所目となるインターチェンジ「宇城氷川スマートIC※」が完成しました。



## 3 沿革・歴史

豊かな自然と温暖な気候風土によって、縄文、弥生時代から生産活動、文化活動が営まれてきました。

1954（昭和 29）年、町村合併によって、旧松橋町、豊川村、豊福村、当尾村が松橋町に、1955（昭和 30）年に旧三角町、戸馳村、郡浦村、大岳村が三角町に、1956（昭和 31）年に不知火村と松合町が不知火町に、1958（昭和 33）年に旧小川町、益南村、海東村が小川町となりました。豊野町は 1889（明治 22）年の町村制施行により豊野村となって以来その区域は変わらず、2000（平成 12）年に町制を施行しました。

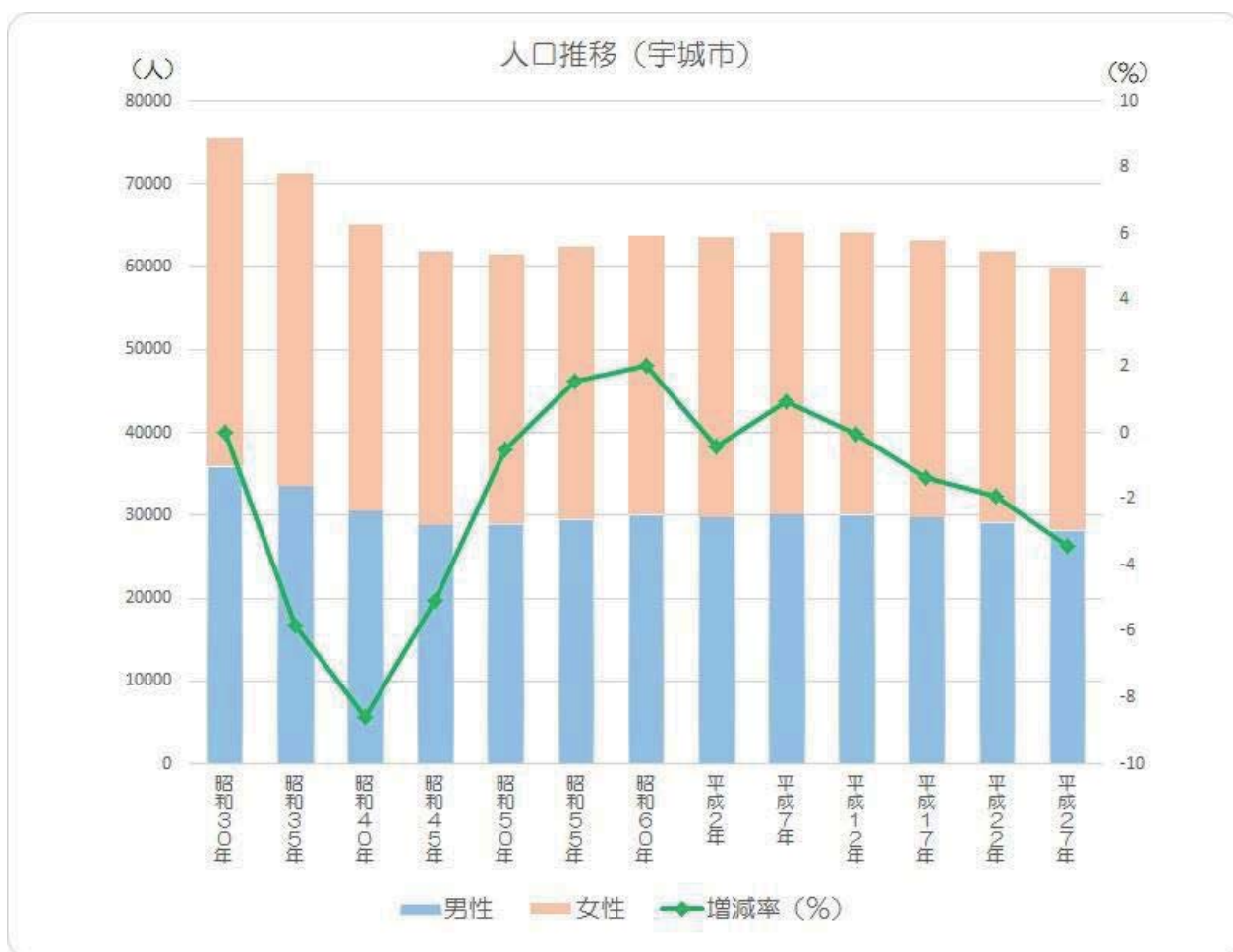
そして 2005（平成 17）年 1 月 15 日、5 町の合併により「宇城市」が誕生し現在に至っています。

## 4 人口・世帯数の推移

2015（平成27）年の国勢調査によると、総人口は59,756人で、2010（平成22）年と比較すると2,122人の減少で、1995（平成7）年以降、依然として減少傾向にあります。世帯数は21,432世帯で前回調査と比較して355世帯の増加と、こちらは逆に核家族化の進行の影響もあり増加傾向にあります。

	人口			5年間の人口増減		世帯数 (世帯)	1世帯 平均人数 (人)	1km <sup>2</sup> あたり 人口密度 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )
	総数 (人)	男性 (人)	女性 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)				
平成2年	63,401	29,765	33,636	▲ 261	▲ 0.41	17,916	3.54	336.3	188.50
平成7年	64,008	30,102	33,906	607	0.96	18,912	3.38	339.6	188.50
平成12年	63,968	30,036	33,932	▲ 40	▲ 0.06	19,951	3.21	339.3	188.51
平成17年	63,089	29,693	33,396	▲ 879	▲ 1.37	20,643	3.06	334.6	188.55
平成22年	61,878	29,031	32,847	▲ 1,211	▲ 1.92	21,077	2.94	328.2	188.56
平成27年	59,756	28,121	31,635	▲ 2,122	▲ 3.43	21,432	2.79	316.8	188.61

資料：総務省「国勢調査」



## 5 財政の状況

本市ではこれまで、政策課題事業の優先順位のしゅん別や財源の重点化などにより、自主的な財政健全化に向けて取り組んできました。しかし、人口減少・少子高齢化などの構造的課題や戸馳大橋架替事業などの大型建設事業による財政需要の増加、公共施設の老朽化に伴う維持管理・建替費用の増大など新たな課題への対応が必要です。また、財政状況については市税収入などの自主財源が約 3 割にとどまり、国県への依存度が大きく厳しい状態にあります。

特に、平成 27 年度からの合併特例期間終了以降は地方交付税が減少し財政状況がさらに厳しくなっています。加えて、熊本地震と豪雨被害からの復旧・復興に多くの財源が必要となり、今後は、この限られた財源の中でいかに効率的で効果的な行政運営を行っていくかが喫緊の課題となっています。

## (1) 歳入

(単位：千円、%)

	2015(平成 27)年度		2005(平成 17)年度		比較 (A)－(B)
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	
1 市税	5,798,416	19.2	5,139,414	20.9	659,002
2 地方譲与税	304,069	1.0	623,978	2.5	▲ 319,909
3 利子割交付金	7,475	0.0	25,551	0.1	▲ 18,076
4 配当割交付金	27,064	0.1	7,559	0.0	19,505
5 株式等譲渡所得割交付金	23,061	0.1	10,348	0.0	12,713
6 地方消費税交付金	1,167,782	3.9	577,964	2.4	589,818
7 ゴルフ場利用税交付金	39,747	0.1	51,256	0.2	▲ 11,509
8 自動車取得税交付金	40,951	0.1	131,779	0.5	▲ 90,828
9 地方特例交付金	20,693	0.1	149,747	0.6	▲ 129,054
10 地方交付税	11,211,298	37.2	9,789,219	39.9	1,422,079
( 一般財源計 )	18,640,556	61.8	16,506,815	67.1	2,133,741
11 交通安全対策特別交付金	8,732	0.0	11,630	0.0	▲ 2,898
12 分担金および負担金	264,859	0.9	467,998	1.9	▲ 203,139
13 使用料および手数料	370,742	1.2	405,834	1.7	▲ 35,092
14 国庫支出金	4,331,070	14.4	2,118,491	8.6	2,212,579
15 県支出金	2,139,909	7.1	1,465,000	6.0	674,909
16 財産収入	116,088	0.4	24,327	0.1	91,761
17 寄附金	18,684	0.1	1,010	0.0	17,674
18 繰入金	321,323	1.1	919,443	3.7	▲ 598,120
19 繰越金	1,015,611	3.4	234,587	1.0	781,024
20 諸収入	497,219	1.6	381,811	1.6	115,408
21 市債	2,446,100	8.1	2,005,800	8.2	440,300
歳入合計	30,170,893	100.0	24,542,746	100.0	5,628,147

## (2) 歳出

(単位:千円、%)

目的別	2015(平成27)年度		2005(平成17)年度		比較 (A)-(B)
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	
1 議会費	231,682	0.8	418,709	1.8	▲ 187,027
2 総務費	3,629,862	12.7	3,086,387	13.1	543,475
3 民生費	9,679,164	33.9	6,924,505	29.4	2,754,659
4 衛生費	2,097,286	7.3	2,353,080	10.0	▲ 255,794
5 労働費	0	0.0	0	0.0	0
6 農林水産費	1,260,808	4.4	2,010,376	8.5	▲ 749,568
7 商工費	659,045	2.3	369,071	1.6	289,974
8 土木費	3,127,758	11.0	1,901,573	8.1	1,226,185
9 消防費	953,566	3.3	964,627	4.1	▲ 11,061
10 教育費	2,188,412	7.7	2,058,975	8.7	129,437
11 災害復旧費	355,361	1.2	144,505	0.6	210,856
12 公債費	4,406,777	15.4	3,338,912	14.2	1,067,865
歳出合計	28,589,721	100.0	23,570,720	100.0	5,019,001

(単位:千円、%)

性質別	2015(平成27)年度		2005(平成17)年度		比較 (A)-(B)
	決算額(A)	構成比	決算額(B)	構成比	
1 義務的経費	15,009,128	52.5	12,087,968	51.2	2,921,160
(1) 人件費	4,754,061	16.6	5,527,263	23.4	▲ 773,202
(2) 扶助費	5,848,290	20.5	3,368,814	14.3	2,479,476
(3) 公債費	4,406,777	15.4	3,191,891	13.5	1,214,886
2 投資的経費	3,356,111	11.7	2,578,908	48.7	777,203
(1) 普通建設事業費	3,000,750	10.5	2,434,403	10.3	566,347
(2) 災害復旧事業費	355,361	1.2	144,505	0.6	210,856
3 物件費	2,624,725	9.2	2,254,392	9.6	370,333
4 維持補修費	503,730	1.8	129,463	0.5	374,267
5 補助費等	3,475,984	12.2	3,174,145	13.5	301,839
6 積立金	756,738	2.6	1,019	0.0	755,719
7 投資・出資・貸付金	173,366	0.6	48,416	0.2	124,950
8 繰出金	2,689,939	9.4	3,296,409	14.0	▲ 606,470
歳出合計	28,589,721	100.0	23,570,720	100.0	5,019,001



## 6 まちづくりの主要課題

### (1) 安全で安心できる都市基盤

熊本地震をはじめとした大規模な自然災害が今後も起こりうる可能性に対して市民の不安は広がっています。こうしたことから、消防・防災体制の充実や緊急時における救急・救助体制の充実とともに、地域ぐるみで自助や共助などによる地域防災の推進、安全で安心な生活を約束する災害に強い都市基盤の整備が求められています。

### (2) 地域人材を生かす産業基盤

バブル崩壊後続く景気の低迷や厳しい雇用・労働情勢の中、本市で生まれ育った若年層の定住につながる雇用の確保とともに、退職後の雇用対策も問題となっており、一層の取り組み強化が重要です。新たな産業の創出やコミュニティビジネスの支援など、意欲と能力のある人々が新しい取り組みに挑戦できる支援体制を整えることが求められています。

### (3) 安心して暮らせる生活基盤

本市では人口減少や若年層の流出が続く一方で高齢化はさらに進むと予測されており、このままでは地域の活力低下が懸念されます。こうしたことから、子どもを安心して生み育てる子育て環境の支援や教育環境の充実、また、市民一人ひとりが地域でいきいきと暮らせるよう、共に支え合っていく仕組みづくりや高齢者の生きがいづくりなどが求められています。

### (4) 豊かな自然と共生する生活空間

本市にとって豊かな自然環境は大切な財産です。特に、都市機能との調和が生み出す“ちょうどいい！”生活空間は、定住意向の大きな要素にもなっており、今後も適切に保全していく必要があります。また、観光資源や環境教育への活用、都市景観の形成などにつなげていくことが求められています。

### (5) 限られた財源を生かす行政基盤

厳しい財政状況の中、これまでの行政サービス水準を保ちつつ、市民にとって“ちょうどいい！”都市（まち）づくりを実現するためには、効率的でより効果的な地域経営を進め、施策の選択と重点化を図りながら、限られた財政資源で最大の成果に向けた行財政改革による行政運営が求められています。

### (6) 官民協働による地域経営

今後のまちづくりにおいては、市民と行政による協働体制の強化、市民参画による官民協働型の推進体制の構築が必要です。また、行政運営においても、市民の信頼を得て協働のまちづくりに取り組むことのできる職員の育成、効率的に地域との連携を図っていくための組織機構の整備が求められています。